

千早赤阪村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 千早赤阪村

事 業 名 : 公共下水道事業
特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度(24年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 令和5年度法適用予定(一部適用)
処理区域内人口密度	公共下水道事業 2,494.97(人/km ²) 特定環境保全公共下水道事業 95.00(人/km ²)	流域下水道等への 接続の有無	あり (大和川下流流域下水道(大井処理区))
処理区数	1処理区		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	南河内4市町村(富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村)で広域化を協議する法定協議会を設置し、 事業の共同化を進めています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用水量に応じた使用料制(従量制)						
業務用使用料体系の 概要・考え方	なし						
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,397	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,865	円
	平成30年度	2,397	円		平成30年度	2,736	円
	令和元年度	2,442	円		令和元年度	2,719	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用だけでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名
事業運営組織	令和2年4月1日現在、施設整備課に属し、2名(事務職及び技術職を兼務)の組織体制となっています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	使用料徴収、マンホールポンプ保守点検は、委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しています。
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経営の現状及び課題を把握することが可能となります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、行政区域内人口(想定)に、平成28年度～令和2年度の下水道普及率(実績値)を乗じて算出しています。
人口減少に伴い、処理区域内人口も減少していく見通しです。

(2) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口(想定)に、平成28年度～令和2年度の一人あたりの有収水量(実績値)の平均値を乗じて算出しています。
人口減少に伴い、有収水量も減少していく見通しです。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、(2)で算出した有収水量に、平成28年度～令和2年度の実質的な下水道使用料単価(実績値)の平均値を乗じて算出しています。
有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少していく見通しです。

(4) 施設の見通し

管路施設については、耐用年数(50年)の半分に満たない状況であるため、状態監視を継続していきます。
ただし、民間開発の小吹台団地などの管路施設(移管施設)については、施工年度が古いことなど、また、マンホールポンプ施設(17基)は、耐用年数(10～20年)が短いため、改築・修繕に関わる施設管理を引き続き、実施していきます。

(5) 組織の見通し

現状、組織改編の予定はありませんが、令和5年度以降開始予定の法適用に向けて、庁内調整を行っていきます。

3. 経営の基本方針

【基本方針】

① 下水道経営の健全化

・適正な使用料収入を確保するため、接続推進と水洗化率の向上に取り組みます。
・令和5年度以降より開始予定の地方公営企業法の適用に伴い、会計方式が公営企業会計へ移行することにより、経営状況の明確化を図り、経営基盤の強化に取り組みます。

② 計画的かつ効率的な施設の管理

・持続可能な下水道事業の実施を図るため、千早赤阪村全体の下水道施設の状態を点検・調査等によって客観的に把握し、将来の施設の状態を予測しながら維持管理、改築・修繕を一体的に捉えて、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を行います。
・将来にわたり、住民サービスの低下につながらないよう、民間活用や広域化の推進を検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>【投資の目標に関する事項】 概成に向けて効率的な施設整備を行うとともに、令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づいた改築・更新を行い、より最適となる改築、更新の事業を実施します。</p>
-----	---

【地方債償還費】

・新発債となる令和3年度以降の地方債償還費(公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債)は、予算書の「第2表 地方債」の利率及び償還年数に基づき、各年度の所要額を計上しています。

【建設改良費】

・改築・更新費を含む建設改良費は、ストックマネジメント計画に基づき、各年度の所要額を計上しています。
 ・流域下水道建設負担金については、令和4年度及び令和5年度400万円、令和6年度300万円、令和7年度600万円、令和8年度～令和12年度の各年度は800万円を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>【財源の目標に関する事項】 健全な経営の下、将来に渡って下水道サービスを提供し続けるとともに、一般会計からの繰入金を減らすよう効率的に事業を運営します。</p>
-----	---

【使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項】

・「流総計画」の人口の将来展望に基づく、人口推移により、使用料推移を算出しています。人口減少が緩やかに進むと予測され、下水道使用料収入も減少が見込まれます。使用料の見直しについては、現計画での使用料の改定は見込んでおりませんが、令和5年度以降より開始予定の法適用に伴う公営企業会計の導入により、経営的視点による財政状況の把握を行い、さらに、千早赤阪村の財政状況や人口減少等の状況を踏まえながら慎重に検討します。

【繰入金に関する事項】

・収益的収支においては、維持管理費及び地方債利子等を含む費用に対して使用料収入等を充当し、不足した分を他会計繰入金として受け入れています。
 ・資本的収支においては、建設改良費及び地方債元金償還費等に対して地方債借入及び国庫補助金等を充当し、不足した分を他会計繰入金として受け入れています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費に関する事項】

・現状の水準を計上しています。

【委託費に関する事項】

・委託費は、下記に示す通り、計上しています。
 ・下水道事業法適化支援業務委託(令和4年度)
 ・経営戦略更新委託(令和7年度)
 ・下水道事業計画業務委託(令和8年度)
 ・ストックマネジメント更新委託(令和11年度)

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	大阪府、流域構成市町等と引き続き効率的な維持管理に努め、経費削減を図っていきます。
投資の平準化に関する事項	新規の建設改良費については効率的な整備を計画し、マンホールポンプ等の改築・更新は、令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	大規模な自治体が主な導入対象のPPP/PFIですが、それ以外の自治体も導入の検討を行うのが望ましいとされているところです。しかしながら、千早赤阪村の規模や管渠の整備状況を鑑みますとPPP/PFIの活用による財政負担の削減効果が得られにくいと見込まれるため、現時点では、導入の予定はありません。
その他の取組	該当はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の改定については、本計画の見直しにあわせて、検討します。
資産活用による収入増加の取組について	流域関連公共下水道であるため、活用できる資産を所有していません。
その他の取組	該当はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場を有していないため、該当はありません。
職員給与費に関する事項	職員給与費は人事院勧告を踏まえ、給与の適正化を図ります。
動力費に関する事項	処理場を有していないため、動力費の使用実績はありません。
薬品費に関する事項	処理場を有していないため、薬品費の使用実績はありません。
修繕費に関する事項	令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づいた、効率的な点検調査に取り組むことで、トータルコストの縮減と修繕費の平準化に努めます。
委託費に関する事項	現状は、マンホールポンプ場の維持管理に要する経費、下水道台帳整備に要する経費であり、大幅な削減は見込めません。
その他の取組	下水道施設の維持管理や災害時の対応などについて、下水道業務に携わる他事業体と連携して、組織の効率化を検討するとともに、専門知識・技術等の向上を図り、次世代への技術継承を行います。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	「計画 → 実施 → 検証及び評価 → 改善及び見直し」の一連の流れであるPDCAサイクルを動かせることで原因を追究しながら軌道修正を図り、定期的(原則5年ごと)に見直し(ローリング)を行い、あわせて、住民への「情報公開」も行います。
---------------------	---

千早赤阪村下水道事業経営戦略

令和3年3月

千早赤阪村 施設整備課

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

TEL : 0721-26-7138

FAX : 0721-72-1880